



住まい

湯浅町独自 定住促進奨励金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

若年層を対象に湯浅町でのマイホーム購入をサポートします。

- 新築・建売購入
- 中古住宅購入

100万円 40万円



条件

- ・住宅を湯浅町内に新築または建売、中古にて取得した方
- ・湯浅町に住み続ける意志がある方
- ・申請者が40歳以下の方
- ・婚姻している夫婦の場合は、どちらかが40歳以下であること
- ・申請者は住宅取得者本人
- ・婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれかまたは共有であること
- ・玄関、居室、トイレやキッチンを備えてあり延べ床面積が50㎡以上であること
- ※着手または購入契約前に事前協議書の提出が必要です。

湯浅町独自 空き家改修事業補助金

◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

町外から移住される方に向けた空き家の改修を補助します。

条件

- ・町外からの移住者に向けて空き家を改修し、居住させる事業
- ・町外からの移住者が、移住するために空き家を借り受けまたは購入し、改修する事業
- ・町内に所在し、個人が所有する空き家の改修
- ・共同住宅や長屋等の一部を売買、賃貸借する場合は対象外
- ・築20年以上の空き家 ・移住者が65歳未満の方
- ・改修した空き家を5年以上活用すること

●上限

100万円

(補助対象事業費の3分の2補助)



他にもあります! こんな制度

住宅耐震改修事業費補助金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

移住支援金

◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

湯浅町独自 太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金

◆住民生活課 Tel 0737-64-1102

●太陽光発電設備(自己消費型)

上限 73.5万円

(太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10KW未満であること)

●蓄電池(太陽光発電設備と同時に設置すること)

上限 47万円

(補助対象事業の3分の1補助)

●コージェネレーションシステム(エネファーム)

上限 30万円

(補助対象事業の2分の1補助)

条件

- ・湯浅町に住所を有しその住所に居住している方、設置後に居住を予定している方
- ・事業着手(契約・工事着工)前であること
- ・和歌山県が実施する説明会を受講した事業者によって設置されること
- ・過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けていない方



浄化槽設置整備事業補助金

◆水道事務所 Tel 0737-62-4171

●5人槽 **33.2万円**

●6~7人槽 ... **41.4万円**

●8~50人槽 ... **54.8万円**

●配管工事 **33万円**

条件

- ・湯浅町内に浄化槽を設置される方(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
- ・湯浅町に住所を有し、居住している方、または設置後に居住を予定している方
- ・年度内に設置工事を完了し、必要書類を提出できる方
- ・浄化槽管理講習会を受講された方

※飲食店、民宿なども対象(条件あり)

●撤去費用

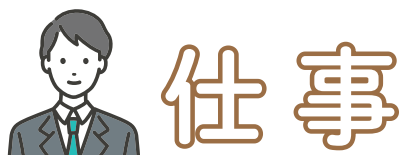
[くみ取り便槽]

12万円

[単独浄化槽]

15万円

単独浄化槽・くみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合



仕事

農業

湯浅町独自

●農業経営支援事業補助金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

モノラックのレー尔(本機を除く資材費用として) **上限 15万円** (補助対象事業費の4分の1補助)
クローラ-運搬車(購入費用として) **上限 10万円** (補助対象事業費の4分の1補助)

農作業の省力化・軽減するためにモノラックのレー尔整備費用、クローラ-運搬車の購入費用に対して一部補助します。

- 条件 ・湯浅町内の認定農業者の方(国や県、その他同様の補助事業を受ける場合は対象外)
- ・モノラックのレー尔整備は湯浅町内の農地が対象
- ・クローラ-運搬車は1農家1機で申請は年1回限り

湯浅町独自

●耕作放棄地再生事業補助金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

上限75万円 (1aあたり 15,000円)

担い手への農地集約を促し、耕作放棄地の解消・発生防止のため、耕作放棄地を再整備する農家に対して一部補助します。

- 条件 ・湯浅町内の耕作放棄地で1年以上耕作されておらず、草刈り等の管理ができていない農地
- ・賃借・売買の農業委員会手続きが完了している方

●経営開始資金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

年間165万円 (最長3年)

新規就農者が就農直後に経営確立するために必要となる資金を支援します。

- 条件 ・経営開始時に49歳以下の方
- ・前年の世帯所得が600万円未満の方

●経営継承応援資金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

50万円 (1回のみ補助) ※経営開始資金との併用は不可

新規就農者が就農直後に経営確立するために必要となる資金を支援します。

- 条件 ・経営開始時に60歳以下の方

●経営発展支援事業補助金

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入、修繕等の取り組みを支援します。

- 条件 ・経営開始時に49歳以下の方
- ・本人負担分について融資を受けていること



漁業

●漁業担い手育成支援事業

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

実行計画を基に漁協が取り組む新規担い手育成に係る研修等費用や船舶等の資格取得に係る費用及び漁業の就業時に必要な漁船購入等の初期投資費用を支援します。



創業

湯浅町独自

●創業支援事業補助金

◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

上限100万円

事業所等の改修・改装費用、設備費等、創業に必要な費用を補助します。

- 条件 ・新たに事業を開始する方
- ・すでに事業を営んでおり、業種転換などで新事業を開始する方



特産品開発

湯浅町独自

●特産品等開発奨励補助金

◆ふるさと振興課 Tel 0737-64-1112

上限50万円

湯浅町の資源を活かした新商品の開発を支援します。

- 条件 ・販売が見込まれること
- ・町の産品を活用していること
- ・特産品等として定着が期待されること



パンフレットに関するお問い合わせ先

政策企画課 TEL:0737-63-2552 FAX:0737-63-3791

※各補助金・奨励金には諸条件があります。詳細は担当課までお問い合わせください。

grow with

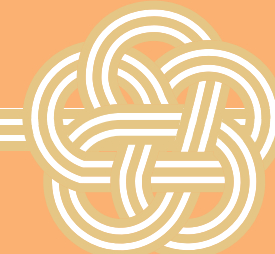
ゆあさに住みたい 住みつづけたい

結婚

住まい

子育て

仕事



令和8年4月

和歌山県 湯浅町

ゆあさに住みたい 住みつづけたい

グロウ ウィズ
grow with = 共に成長する

子育て世代が「住みたい住みつづけたい」と思えるまちづくりを推進します。

「結婚」「住まい」「子育て」「仕事」に関する支援施策を通して、いつまでもあなたのそばで寄り添う湯浅町でありつづけます。

湯浅町公式LINE



@yuasa_town

湯浅町HP



https://www.town.yuasa.wakayama.jp

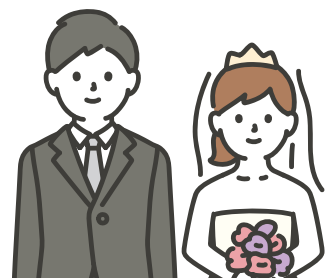
湯浅町公式アプリ「ゆあさポート」



iOS



Android



結婚

湯浅町独自 結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金

◆政策企画課 Tel 0737-63-2552

新生活をはじめるために必要となる引越し費用、住居費をサポートします!



所得制限なし!

上限30万円

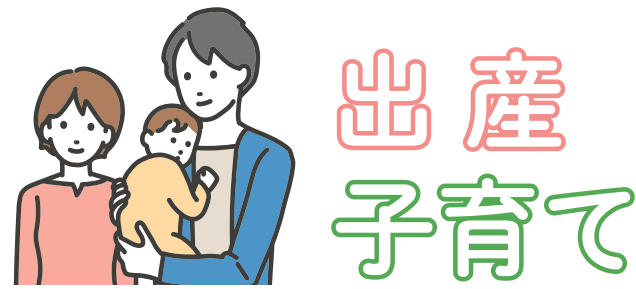
条件

令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻またはパートナーシップ宣言した方

- ・湯浅町に住所を有し、双方ともに39歳以下の方
- ・新婚又はパートナーシップ生活をはじめる費用(新築、家賃、引越し等)のうち令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用への補助
- ・ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を、双方ともに受講した世帯

●双方ともに29歳以下の場合

上限60万円



出産 子育て

① 妊婦支援給付金

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

●出産前

5万円

●出生後

5万円

×妊娠している子どもの人数



② 妊婦健診費の助成

湯浅町独自

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

子どもを生み育てる世帯の経済的な負担軽減のため、妊婦健診にかかる費用の全額を助成します。



③ マタニティ 応援プロジェクト

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

妊娠期間中の健康をサポートするため、栄養価の高い「金芽米」5kgを出産予定月まで毎月お送りします。

湯浅町独自

④ 出産祝い金

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

●第1子... 10万円

●第2子... 20万円

●第3子以降... 30万円



湯浅町独自

⑤ 出産祝いプレゼント

湯浅町からの

1万円相当の 育児用品

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

紙おむつ、おしりふき、離乳食調理セットなど



町指定家庭用 もえるごみ専用袋(中) 100枚

◆住民生活課 Tel 0737-64-1102

紀州材を使った オリジナル時計

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124



町内企業さんからの

ステーキ肉

提供 [スーパーエバグリーン湯浅店(肉の廣岡)]

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

出産祝いとして『最高級のステーキ肉』をプレゼントしています。お宮参り、お食い初めなどのお祝いの席でお使いください。



オリジナル身長計

提供 [maestro 尾崎家具装飾株式会社]

◆産業建設課 Tel 0737-64-1124

出産祝いとして『身長計』をプレゼントしています。1歳から5歳までは『名入りプレート』『パースデカード』を、お子様の成長が感じられるようにお誕生日に合わせてお届けします。



湯浅町からの

入学・卒業記念品プレゼント

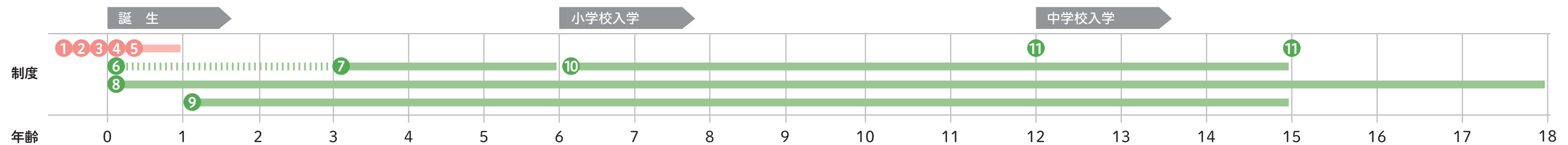
◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町立小中学校に通う児童・生徒のみ

小学校入学... 国語辞典

中学校入学... 英和辞典

小・中学校卒業... 卒業アルバム



⑥ 第2子以降 保育料の補助

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町在住で、保育所等に通う0歳児から2歳児のうち、第2子以降の保育料を補助します。(所得制限あり)



⑦ 未就学児 給食費の助成

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町在住で、保育所等に通う3歳児から5歳児に提供される給食の主食費及び副食費を助成します。(上限あり)



⑧ 18歳までの 医療費の助成

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

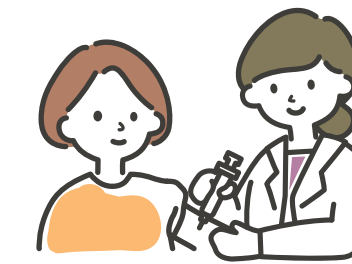
乳幼児から18歳到達後の3月31日までの医療費自己負担分を助成します。(保険適用分等のみ)



⑨ 小児インフルエンザ ワクチン接種の助成

◆健康福祉課 Tel 0737-65-3008

1歳から中学3年生まで、小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成します(1回あたり3,700円まで)。



⑩ 小中学校 給食費無償化

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町内の小中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化しています。

⑪ 小中学校修学 旅行費の助成

◆教育委員会 Tel 0737-63-1111

湯浅町内の小中学校に通う児童・生徒の修学旅行費を助成します。